## 水際対策強化に係る新たな措置(28)について

水際対策強化に係る新たな措置(28)について、一部の国・地域からの入国者について、入国時 検査及び自宅等待機が不要となります。

詳細は下記の厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000941163.pdf

## 【お問い合わせ先】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から: 0120-565-653

海外から: +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話:(代表) 03-3580-4111(内線 4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話:0570-011000

(ナビダイヤル:案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)

一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○経済産業省 通商政策局 総務課 水際対策チーム

電話:03-3501-5925(直通)

経済産業省 製造産業局